

8

関係規程抜粋

政策・メディア研究科在籍者にとくに関わりの深い規程について抜粋してありますので、履修要項とあわせて参照してください。なお、大学院学則については、入学時に配付する「慶應義塾大学大学院学則」もあわせて参照してください。

< 1 学則・学位 >

- 1 - 1 大学院学則
- 1 - 2 学位規程
- 1 - 3 学位の授与に関する内規

< 2 授業料減免 >

- 2 - 1 授業料等減免規程
- 2 - 2 留学期間中の学費の取り扱いに関する規程
- 2 - 3 大規模自然災害被災学生授業料減免規程

< 3 その他 >

- 3 - 1 大学院在学期間延長者取扱い内規
- 3 - 2 大学院在学期間延長者並びに年度途中の修了者に対する在学料その他の学費に関する取扱い内規
- 3 - 3 キャンパスネットワークシステム利用内規

1 学則・学位

1 - 1 大学院学則(抜粋)

第1節 総則

第1条 本大学大学院は、本塾建学の精神に則り、学理及びその応用を教授研究し、学術の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本大学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。
前項については、別に定める。

第2節 課程及び組織

第2条 本大学大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置き、その課程を次の各号に区分する。

- 1 次号から第5号までに掲げるものを除き、博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期博士課程(2年)及び後期博士課程(3年)に区分し、前者を修士課程として取り扱うものとする。(以下「修士課程」という。)
- 2 医学に関する博士課程の標準修業年限は、4年とし、前期および後期の区分は設けないものとする。
- 3 経営管理、政策・メディア、健康マネジメント、システムデザイン・マネジメント及びメディアデザインに関する修士課程の標準修業年限は、2年とし、後期博士課程の標準修業年限は、3年とする。
- 4 医学に関する修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 5 法学に関する専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。

第3条 本大学大学院は、次の研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程	区分
文学研究科	哲学倫理学, 美学美術史学, 史学, 国文学, 中国文学, 英米文学, 独文学, 仏文学, 図書館・情報学	博士課程	第2条第1号
経済学研究科	経済学	博士課程	第2条第1号
法学研究科	民法法学, 公法学, 政治学	博士課程	第2条第1号
社会学研究科	社会学, 心理学, 教育学	博士課程	第2条第1号
商学研究科	商学	博士課程	第2条第1号
医学研究科	医科学	修士課程	第2条第4号
	医学研究系, 医療科学系	博士課程	第2条第2号
理工学研究科	基礎理工学, 総合デザイン工学, 開放環境科学	博士課程	第2条第1号
経営管理研究科	経営管理	修士課程	第2条第3号
	経営管理	後期博士課程	
政策・メディア研究科	政策・メディア	修士課程	第2条第3号
	政策・メディア	後期博士課程	
法務研究科(法科大学院)	法務専攻	専門職学位課程	第2条第5号
健康マネジメント研究科	看護・医療・スポーツマネジメント	修士課程	第2条第3号
	看護・医療・スポーツマネジメント	後期博士課程	
システムデザイン・マネジメント研究科	システムデザイン・マネジメント	修士課程	第2条第3号
	システムデザイン・マネジメント	後期博士課程	
メディアデザイン研究科	メディアデザイン	修士課程	第2条第3号
	メディアデザイン	後期博士課程	
薬学研究科	薬学, 医療薬学	博士課程	第2条第1号

法務研究科(法科大学院)については、別に定める。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度

の能力を養うことを目的とする。

第5条 後期博士課程及び医学研究科博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第6条 (省略)

第7条～第9条 削除

第10条 授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- 1 講義及び演習については、毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とする。
- 2 実験及び実習については、各研究科において別に定める。

第3節 教育課程

第1～第8 (省略)

第9 政策・メディア研究科

修士課程

第108条の2 政策・メディア研究科修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

1 研究支援科目

(概念科目)

概念構築(GR)(2) 概念構築(フィールドワーク論)(2) 概念構築(ヒューマンセキュリティ)(2) 概念構築(アカデミック・コミュニケーション手法)(2) 概念構築(リサーチデザイン)(2) 概念構築(戦略と制度設計)(2) 概念構築(CB)(2) 概念構築(EG1)(2) 概念構築(EG2)(2) 概念構築(CI)(2) 概念構築(BI)(2)
その他概念科目として政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目(2)

(先端研究科目)

先端研究(GR)(2) 先端研究(社会理論と開発)(2) 先端研究(語用論)(2) 先端研究(パブリックポリシー)(2) 先端研究(ケースメソッド)(2) 先端研究(CB)(2) 先端研究(EG1)(2) 先端研究(EG2)(2) 先端研究ワークショップ(MD1)(2) 先端研究ワークショップ(MD2)(2) 先端研究ワークショップ(MD3)(2) 先端研究ワークショップ(MD4)(2) 先端研究(CI)(2) 先端研究(BI)(2)
その他先端研究科目として政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目(2)

2 プログラム科目

グローバル・ガバナンス研究(基礎)(2) グローバル・ガバナンス研究(グローバル・ガバナンスの視点)(2) グローバル・ガバナンス研究(グローバル化と地域変容)(2) グローバル・イシュー・プラクティス(2) グローバル・パートナーズ・ネットワーク(2) 地域戦略研究(東アジア)(2) 地域戦略研究(北東アジア)(2) 地域戦略研究(中華圏)(2) 地域戦略研究(イスラーム圏)(2) 地域戦略研究(米州)(2) 地域戦略研究(欧州)(2) ワールドエコノミー(2) グローバルエコノミクス(2) 東南アジア現代史(2) ポリスマネジメント(開発とヒューマンセキュリティ)(2) 言語教育デザイン論(2) ITと学習環境(2) トランスカルチャー論(2) ファイナンス理論(2) 応用ファイナンス(2) リスクの統計分析(2) 不動産市場分析(2) 組織評価論(2) 日本のビジネス(2) ネットワークと情報経済(2) 経営戦略特論(2) ポリスマネジメント(政策形成とソーシャルイノベーション)(2) ガバナンス論(2) ソーシャルビジネスと評価(2) 意思決定モデル(2) 地方政府のガバナンス(2) ITビジネスとグローバル経営(2) ITビジネスと経営組織の革新(2) 行政組織の経営(2) 地域情報化論(2) ソーシャルファイナンス(2) キャリア開発演習(2) テクノロジー・マネジメント論(2) HCI設計論(2) ソシオコンテンツ分析特論(2) ソシオセマンティクス特論(2) 認知・脳科学論(2) 認知意味論(2) スポーツ・スキルサイエンス論(2) 心理情報解析特論(2) 人間工学論(2) 宇宙法(2) 建設マネジメント論(2) 地域環境論(2) 都市政策(2) デジタルアース論(2) 安全環境論(2) 応用環境デザイン(建築とランドスケープのデザイン)(4) 応用環境デザイン(都市環境のデザイン)(4) 環境の変遷(2) 環境デザイン・フィールド・ワークショップ(2) 環境空間論(2) 建築環境制御論(2) 建築技術論(2) 建築構成論(2) 構造のデザイン(2) 都市デザイン論(2) エネルギー政策分析(2) ランドスケープデザイン(2) 環境の力学(2) 都市空間の構成(2) 空間モデリング特論(2) エンタテインメントセオリー(2) デザインセオリー(2) デジタルサウンドセオリー(2) エンタテインメントコンテンツプロデュース論(2) インターネットの進化と可能性(2) システムソフトウェア(2) ソフトウェア開発方法論(2) マルチメディア知識ベース構築論(2) 情報セキュリティ論(2) ユビキタスコンピュ

ーティングシステム論(2) オブジェクト指向分析(2) 知識発見法(2) 自律分散協調システム論(2) 先端分子細胞生物学(2) ゲノム工学実習(2) バイオインフォマティクスアルゴリズム(2) ゲノムデザイン学(2) ゲノム医学(2) 数理生物学(2) 生命科学英語(2) 生命分子ネットワーク(2) フィールドワークA(2) フィールドワークB(2) フィールドワークC(2) フィールドワークD(2) 運動生理学・バイオメカ(2) 高齢社会デザイン論(2) 老年学(2) 国際関係論(2) 開発とローカリズム(2) リスクと保険(2) 時系列解析法(2) 公共選択論(2) ベンチャー経営論(2) 社会保障政策(医療・介護)(2) 社会保障政策(年金・労働・福祉)(2) ゲーム理論(2) ネットワーク産業論(2) ランドスケープエコロジー(2) 地域計画実践論(2) 地球環境技術論(2) 地球環境法(2) 地球システム(2) エネルギー環境論(2) ポピュレーションダイナミクス(2) 地球環境政策(2) 代謝システム工学実習(2) メタボローム解析実習(2) プロテオーム解析実習(2)

その他プログラム科目として政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目(単位数は政策・メディア研究科委員会で定める)

3 プロジェクト科目

プロジェクト(2)

4 特設科目

政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目(2)

(単位数については政策・メディア研究科委員会の認めるところにより別に定めることがある)

5 修士論文(2)

政策・メディア研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、政策・メディア研究科委員会が適当と認める授業科目を政策・メディア研究科修士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、政策・メディア研究科委員会が定める。

第108条の3 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第108条の4 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科または学部の授業科目を指定して履修させることがある。

政策・メディア研究科委員会が研究上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学大学院の授業科目を履修させることがある。

前項で修得した授業科目の単位は、本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

第1項および前項によって修得した大学院修士課程の授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で第108条の5の単位数に算入することができる。

第108条の4の2 政策・メディア研究科委員会があらかじめ指定した政策・メディア研究科の科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、入学後、8単位までを第108条の5の単位数に算入することができる。なお、この単位については、前条第4項により修得した単位数と合わせて10単位を超えない範囲とする。

第108条の4の3 政策・メディア研究科委員会が学生の教育上有益と認めるときは、政策・メディア研究科に入学する前に本大学大学院他研究科または他大学大学院において修得した授業科目の単位を、入学後、政策・メディア研究科において修得したものとみなすことができる。

前項により修得した入学前の授業科目の単位は、第108条の4第4項および前条により修得した単位数と合わせて10単位を超えない範囲で第108条の5の単位数に算入することができる。

編入学については、別に定める。

第108条の5 修士課程の修了要件は、30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

修士論文を提出しようとする者は、論文指導教員の指導を受けなければならない。

第108条の6 学位論文は、3部作成し、論文指導教員を通じて政策・メディア研究科委員会が定める期間内に政策・メディア研究科委員会に提出しなければならない。

最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のあるプロジェクト科目について行う。

第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、政策・メディア研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第108条の6の2 政策・メディア研究科で取得できる教員免許状および免許教科の種類は、次のとおりとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻	免許教科の種類
-------------	---------

政策・メディア研究科	政策・メディア専攻	社 会
------------	-----------	-----

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
政策・メディア研究科	政策・メディア専攻	公 民 ・ 情 報

後期博士課程

第 108 条の 7 後期博士課程の学生は、入学後速やかに指導教授（主査）の指示に従って研究体制（副査2名以上）を整備し、政策・メディア研究科委員会に報告しなければならない。

第 108 条の 7 の 2 政策・メディア研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

特別研究（2）

第 108 条の 7 の 3 政策・メディア研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学大学院等とあらかじめ協議のうえ、後期博士課程の学生に当該他大学大学院等において必要な研究上の指導を受けさせることができる。

第 108 条の 8 新規授業科目企画書、外国語、技法科目、教育体験および研究計画発表に合格した者を博士候補とする。ただし、社会人コースの者は、新規授業科目企画書、技法科目および教育体験を免除する。

博士候補であり、公聴会に合格した者は、学位論文を提出することができる。

第 108 条の 9 後期博士課程の修了要件は、第 108 条の 7 の 2 に定める授業科目 4 単位以上を修得し、前条および第 109 条に定める要件をみたすこととする。

第 108 条の 10 最終試験は、博士論文を中心として行う。

第 108 条の 11 学位論文は、3 部作成し、指導教授を通じて政策・メディア研究科委員会に提出しなければならない。

第 108 条の 12 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後 1 年以内に終了するものとする。

第 10 ～ 第 13 (省略)

第 4 節 課程修了の認定及び成績評価

第 109 条 課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

修士課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、各研究科修士課程所定の単位を修得し、かつ研究上必要な指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば 足りるものとする。

博士課程の修了要件は、大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、研究科博士課程所定の単位を修得し、かつ研究上必要な指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば 足りるものとする。

医学研究科博士課程においては、大学院に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ研究上必要な指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に 3 年以上在学すれば 足りるものとする。

第 2 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、次のように定める。

1 第 3 項中「5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間」と読み替えて、第 3 項の規定を適用する。

2 第 3 項中「3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）」とあるのは「3 年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、第 3 項の規定を適用する。

第 3 項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和 22 年文令第 11 号）第 70 条の 2 の規定により、大学院への入学資格

に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば 足りるものとする。

第 110 条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会が指導教授ならびに関連科目担当教授 2 名以上を選んでこれに当たらせるものとし、その可否は、当該研究科委員会が判定する。

第 111 条 履修授業科目については、試験を行う。

学業成績の評語は、A・B・C・D の 4 種とし、A・B・C を合格、D を不合格とする。また、特定の授業科目については、P・F の評語を設けることができる。その場合 P は合格、F は不合格とし、その運用は当該研究科の定めによる。

なお、他大学等で履修した授業科目を A・B・C または P の評語を用いずにその単位を認定する場合は G とする。

合格した授業科目については、所定の単位を与える。

不合格の授業科目については、再試験を受けることができる。ただし、経営管理研究科については基礎科目のみとする。

病気その他やむを得ない事故のため試験を受けなかった者は、追加試験を受けることができる。

第 112 条 修学について正規の手続を怠っている者は、受験資格を失う。

第 5 節 学位及びその授与

第 113 条 修士の学位は、大学院修士課程を修了した者に与えられる。

第 114 条 修士の学位は、その修了した研究科に応じ、慶應義塾大学学位規程（昭和 31 年 2 月 17 日制定、以下「大学学位規定」という。）の定めるところにより授与する。

第 115 条 博士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に与えられる。

- 1 大学院博士課程を修了した者
- 2 研究科委員会の承認を得て学位論文を提出し、その論文の審査に合格し、かつ、前号と同等以上の学識を有することを確認された者

第 116 条 博士の学位は、その修了した研究科に応じ、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第 116 条の 2 専門職学位は、大学院専門職学位課程を修了した者に与えられる。

第 116 条の 3 専門職学位は、その修了した研究科に応じ、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第 6 節 入学、留学、休学、退学および再入学

第 117 条 入学の時期は、毎年 4 月とする。ただし、研究科委員会の定めにより、秋学期から入学を許可することができる。

第 118 条 修士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 3 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 大学に 3 年以上在学し、本大学大学院において、大学院が定める所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 6 外国において、学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学大学院が当該大学で履修した単位のうち、大学院各研究科が定める所定の単位について、優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 7 その他本大学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 119 条 後期博士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 修士の学位または専門職学位を有する者
- 2 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 その他本大学大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第 119 条の 2 医学研究科博士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学(医学,歯学又は獣医学の課程)を卒業した者
- 2 外国において,学校教育における18年の課程(医学,歯学又は獣医学の課程)を卒業した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 その他本大学大学院において,大学(医学,歯学又は獣医学の課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第120条 修士課程,後期博士課程及び医学研究科博士課程の入学志願者については,学力,人物および健康について考査する。

第121条 削除

第122条 入学志願者は,所定の入学志願書を提出しなければならない。

入学志願書には,履歴書,成績証明書及び写真を添えなければならない。

本大学大学院に編入学を志願する者については,選考の上これを許可することができる。

編入学については,別に定める。

第123条 入学を許可された者は,保証人を立て,かつ,誓約書を提出しなければならない。

保証人は,父母若しくはその親族,又はこれに準ずる者でなければならない。

保証人が氏名を改め,又は転居したときは,直ちにその旨を届け出なければならない。

保証人が死亡その他の事由でその責務を果たし得ないときは,新たに保証人を選定し,改めて誓約書を提出しなければならない。

第124条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは,休学することなく外国の大学の大学院に留学することを許可することができる。

留学の期間は,1年間に限り在学年数に算入する。ただし,医学研究科博士課程については2年間を上限として在学年数に算入することがある。

留学中に修得した授業科目の単位は,10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位として認定することがある。

留学に関する細則は,別に定める。

第125条 病気その他やむを得ない事由により欠席が長期にわたる場合には,保証人連署の上願い出で必要な期間休学することができる。

休学の事由が消滅したときは,休学者は遅滞なく就学届を提出しなければならない。

校医が健康上修学を不相当と認められた学生に対しては,休学を命ずることがある。

第126条 病気その他の事由により退学したい者は,保証人連署の上退学届を提出しなければならない。

第127条 退学した者が再入学しようとする場合には,事情を考慮した上で認めることがある。

第128条 同一研究科に在学し得る最長年限は,修士課程においては4年,後期博士課程においては6年,医学研究科博士課程においては8年とする。ただし,休学期間は,在学年数に算入しない。

経営管理研究科修士課程の在学年限は,2年とする。

第129条 削除

第7節 入学検定料,入学金,在学科料その他

第130条 入学検定料は,別表第1のとおりとする。

納入した検定料は,一切返却しない。

第131条 入学を許可された者は,入学金,在学科料その他必要な費用を納入しなければならない。

前項の費用については,別表2の通りとする。

なお,在学科料は,春学期および秋学期2回(4月末および10月末まで)の分納とする。ただし,全納を妨げない。

第132条 前条のほか実験実習費,研修費その他は,別に定めるところにより徴収する。

第133条 在学科料,施設設備費,実験実習費その他必要な費用を所定の期日までに納入しないときは退学させることがある。

在学科料等を納入しないで退学する場合,在学科料等の納入年度(学期)までさかのぼって退学とする。

第134条 追加試験料および再試験料は,別に定める。

第135条 学年の途中で退学することがあっても在学科料,施設設備費,実験実習費その他納入したものは,一切返却しない。

休学中も在学科料,施設設備費,実験実習費その他を納入しなければならない。ただし,特別の事情ある者および1年以上の休学者については,別に定めるところにより,在学科料,施設設備費,実験実習費その他を減免することがある。

第136条 在学中在学科料,施設設備費,実験実習費その他必要な費用について変更があった場合には,新たに定められた金額を納入するものとする。

第137条 博士の学位論文の審査料および最終試験料は,別にこれを定める。

第8節 および 第8節の2(省略)

第9節 運営組織

第139条 各研究科に研究科委員会を置く。

研究科委員会は,その研究科の指導教授をもって組織する。

第140条 研究科委員会の委員長は,その研究科委員会において互選する。

(省略)

第141条 研究科委員会は,委員長が招集しその議長となる。

第142条 研究科委員会は,定員の3分の2以上出席しなければこれを開くことができない。

議決の方法は,各研究科委員会の内規による。

第143条 研究科委員会は,その研究科における次の事項を議決する。

- 1 入学,修了,留学,休学,退学,再入学等に関する件
- 2 試験に関する件
- 3 学位論文審査に関する件
- 4 学生の指導及び賞罰に関する件
- 5 教育課程に関する件
- 6 授業科目担当者に関する件
- 7 各種委員の互選に関する件
- 8 学長の諮問事項に関する件
- 9 その他学事に関する件

前項に定める各号の他,研究科委員会(ただし,システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科は除く)の定めるところにより教員の人事に関する件について議決することができる。

第143条の2～第143条の6 (省略)

第144条 研究科委員会および両運営委員会に書記を置き議事録を作成させる。

議事録は,委員長がこれを保管する。

第145条 本大学大学院に大学院委員会を置き,大学院の重要事項を審議する。

第146条 大学院委員会は,学長,各研究科委員長及び各研究科委員1名をもって構成する。

第147条 大学院委員会の委員長は,学長がこれに当たる。

第148条 大学院委員会は,委員長が招集しその議長となる。

第10節 (省略)

第11節 研究指導施設

第150条 本大学大学院に学生研究室及び実験実習室を置く。

学部及び研究所の施設は,必要に応じ学生の研究及び指導のために用いる。

第12節 科目等履修生,特別聴講生,研究生および委託研究生

第151条 本大学大学院は,修士課程に限り正規学生の研究および指導に支障のない範囲において,選考の上科目等履修生の聴講を認めることがある。

科目等履修生は,登録料および聴講料を別表3のとおり納入するものとする。このほか,大学の求めに応じて,特に施設利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

科目等履修生は,その聴講科目につき試験を受けることができる。

本大学大学院は,当該研究科と他大学大学院との協議に基づき,他大学大学院の学生で本大学大学院の授業科目を履修する者を,特別聴講生として受け入れることができる。この特別聴講生については,別に定める。

第152条 (削除)

第153条 修士にして,なお本大学大学院において研究指導を受けたい者については,正規学生の研究および指導に支障のない範囲において,選考の上研究生として受け入れることがある。ただし,外国の大学学部卒業,またはこれに準ずる者についても受け入れる場合がある。

研究生は、登録料および研究指導料を別表4のとおり納入し、実験実習を受ける場合は、実費を納入するものとする。このほか、大学の求めに応じて、特に施設利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

第154条 他大学の教職に籍を有する者又はこれに準ずる者が、その大学又はその機関の委託により特定の教授の研究指導を受けようとする場合、委託研究生として受け入れることがある。

委託研究生は、登録料及び指導料を別表5の通り納入し、実験実習を受ける場合は実費を納入するものとする。ただし、医学研究科の委託研究生については、実験実習費を納入するものとする。

委託研究生が授業を聴講する場合は、科目等履修生に準じて聴講料を納入するものとする。

授業の聴講は、指導教授の指示による。

委託研究生は、図書館から図書の借出しができる。

第155条 特別の規程のない限り、本学則は科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生、研究生および委託研究生にも準用する。

第13節 学年、学期及び休日

第156条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第157条 学年を分けて2学期とする。

春学期 4月 1日から9月21日まで

秋学期 9月22日から翌年3月31日まで

経営管理研究科修士課程の学期区分は、次の通りとする。

1学期 4月 1日から8月31日まで

2学期 9月 1日から12月31日まで

3学期 1月 1日から3月31日まで

第158条 休日を次の通りとする。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定められた休日

3 福澤先生誕生記念日（1月10日）

4 開校記念日（4月23日）

5 春季休業（3月中旬から3月下旬まで）

6 夏季休業（7月下旬から9月下旬まで）

7 冬季休業（12月下旬から翌年1月上旬まで）

経営管理研究科については、前項の第5号から第7号までにかかわらず次の通りとする。

1 春季休業（3月下旬から4月上旬まで）

2 夏季休業（7月下旬から9月上旬まで）

3 冬季休業（12月下旬から翌年1月上旬まで）

第2項に定める春季、夏季および冬季の各休業期間の日の定めは、その都度公示する。

第14節 厚生保健施設及び寄宿舎

第159条 慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）第18章及び第19章に掲げる厚生保健及び寄宿舎施設を本大学大学院学生にも使用させる。

第15節 賞 罰

第160条 人物及び学業の優秀な者には授賞することがある。

第161条 この学則若しくはこれに基づいて定められた学内諸規則に違反し、又は学業を怠り気品を害ね、その他学生としての本分にもとる行為のあった者については、懲戒として情状により、譴責、減点、停学又は退学の処分をする。ただし、懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみこれを命ずるものとする。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2 成業の見込みがないと認められる者

3 正当の理由がなくて出席常でない者

4 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第16節 奨学制度

第162条 本大学大学院に慶應義塾奨学規程に基づき奨学制度を置く。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

各年度の入学金、在学料、施設設備費、実験実習費、研修費および情報ネットワーク登録・利用料の額は、別に定める方式によるスライド制を適用、毎年本学則第131条および第132条にこれを規定する。ただし、経営管理研究科、システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科は、この限りではない。

（省略）

1 - 2 学位規程(抜粋)

昭和31年2月17日制定

平成20年6月4日改正

（目的）

第1条 本規程は、慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）および慶應義塾大学大学院学則（大正9年5月5日制定）に規定するもののほか、慶應義塾大学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

第2条 本大学において授与する学位は次のとおりとする。

1 学 士

文学部

人文社会学科

哲学専攻	学士(哲学)
倫理学専攻	学士(哲学)
美学美術史学専攻	学士(美学)
日本史学専攻	学士(史学)
東洋史学専攻	学士(史学)
西洋史学専攻	学士(史学)
民族学考古学専攻	学士(史学)
国文学専攻	学士(文学)
中国文学専攻	学士(文学)
英米文学専攻	学士(文学)
独文学専攻	学士(文学)
仏文学専攻	学士(文学)
図書館・情報学専攻	学士(図書館・情報学)
社会学専攻	学士(人間関係学)
心理学専攻	学士(人間関係学)
教育学専攻	学士(人間関係学)
人間科学専攻	学士(人間関係学)

経済学部

学士(経済学)

法学部

学士(法学)

商学部

学士(商学)

医学部

学士(医学)

理工学部

機械工学科

学士(工学)

電気工学科

学士(工学)

応用化学科

学士(工学)

物理情報工学科

学士(工学)

管理工学科

学士(工学)

数理科学科

数学専攻

学士(理学)

統計学専攻

学士(工学)

物理学科

学士(理学)

化学科

学士(理学)

システムデザイン工学科

学士(工学)

情報工学科

学士(工学)

生命情報科

学士(理学) または

学士(工学)

総合政策学部

学士(総合政策学)

環境情報学部

学士(環境情報学)

看護医療学部

学士(看護学)

薬学部

薬学科

学士(薬学)

薬科学科

学士(薬科学)

薬学科(旧課程)

学士(薬学)

医療薬学科(旧課程)

学士(薬学)

2 修士	
文学研究科	
哲学・倫理学専攻	修士(哲学)
美学美術史学専攻	修士(美学)
史学専攻	修士(史学)
国文学専攻	修士(文学) または 修士(日本語教育学)
中国文学専攻	修士(文学)
英米文学専攻	修士(文学)
独文学専攻	修士(文学)
仏文学専攻	修士(文学)
図書館・情報学専攻	修士(図書館・情報学)
経済学研究科	修士(経済学)
法学研究科	修士(法学), 修士(公共政策) または修士(ジャーナリズム)
社会学研究科	
社会学専攻	修士(社会学)
心理学専攻	修士(心理学)
教育学専攻	修士(教育学)
商学研究科	修士(商学)
医学研究科	
医科学専攻	修士(医科学)
理工学研究科	
基礎理工学専攻	修士(理学) または 修士(工学)
総合デザイン工学専攻	修士(理学) または 修士(工学)
開放環境科学専攻	修士(工学)
経営管理研究科	
政策・メディア研究科	修士(経営学)
政策・メディア専攻	修士(政策・メディア)
健康マネジメント研究科	修士(看護学) または 修士(健康マネジメント学)
看護・医療・スポーツマネジメント専攻	
システムデザイン・マネジメント研究科	
システムデザイン・マネジメント専攻	修士(システムエンジニアリ ング学) または修士(システムデ ザイン・マネジメント学)
メディアデザイン研究科	
メディアデザイン専攻	修士(メディアデザイン学)
薬学研究科	
薬学専攻	修士(薬学) または 修士(医療薬学)
医療薬学専攻	修士(薬学) または 修士(医療薬学)
3 博士	
文学研究科	
哲学・倫理学専攻	博士(哲学)
美学美術史学専攻	博士(美学)
史学専攻	博士(史学)
国文学専攻	博士(文学)
中国文学専攻	博士(文学)
英米文学専攻	博士(文学)
独文学専攻	博士(文学)
仏文学専攻	博士(文学)
図書館・情報学専攻	博士(図書館・情報学)
経済学研究科	博士(経済学)
法学研究科	博士(法学)
社会学研究科	
社会学専攻	博士(社会学)
心理学専攻	博士(心理学)
教育学専攻	博士(教育学)
商学研究科	博士(商学)
医学研究科	博士(医学)
理工学研究科	
基礎理工学専攻	博士(理学)または 博士(工学)
総合デザイン工学専攻	博士(理学)または 博士(工学)
開放環境科学専攻	博士(工学)
経営管理研究科	博士(経営学)

政策・メディア研究科	
政策・メディア専攻	博士(政策・メディア)
健康マネジメント研究科	
看護・医療・スポーツマネジメント専攻	博士(看護学)または 博士(健康マネジメント学)
システムデザイン・マネジメント研究科	
システムデザイン・マネジメント専攻	博士(システムエンジニアリ ング学) または修士(システムデ ザイン・マネジメント学)
メディアデザイン研究科	
メディアデザイン専攻	博士(メディアデザイン学)
薬学研究科	
薬学専攻	博士(薬学) または 博士(医療薬学)
医療薬学専攻	博士(薬学) または 博士(医療薬学)

4 専門職学位

法務研究科

法務専攻

法務博士(専門職)

前項第3号に定めるほか博士(学術)の学位を授与することができる。

(学士学位の授与要件)

第2条の2 学士の学位は、大学を卒業した者に与えられる。

(修士学位の授与要件)

第3条 修士の学位は、大学院前期博士課程を修了した者に与えられる。

(課程による博士学位の授与要件)

第4条 博士の学位は、大学院博士課程を修了した者に与えられる。

(論文による博士学位の授与要件)

第5条 博士の学位は、研究科委員会の承認を得て学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認(以下「学識の確認」という。)された者に与えられる。

(専門職学位の授与要件)

第5条の2 専門職学位は、専門職大学院の課程を修了した者に与えられる。

(学識の確認の特例)

第6条 大学院博士課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して研究科委員会が定める年限以内に論文による博士学位を申請した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学識の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。

学位論文以外の業績および経歴の審査によって、研究科委員会が学識の確認の一部もしくはすべてを行う必要がないと認めた場合には、当該審査をもって学識の確認の一部もしくはすべてに代えることができる。

(課程による学位の申請)

第7条 第3条の規定に基づき修士学位を申請する者は、学位論文3部を指導教授を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。

第4条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に学位論文3部および所定の書類を添え、指導教授を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。

(論文による学位の申請)

第8条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に学位論文3部および所定の書類を添え、その申請する学位の種類を指定して、学長に提出しなければならない。

(審査料)

第9条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者に対する審査料は、次のとおりとする。

1. 本大学大学院博士課程の教育課程を終え学位論文を提出しないで退学した者 50,000円
2. 本大学学士、修士または専門職の学位を与えられた者で前号の定め以外の者 70,000円
3. 前2号のいずれにも該当しない者 100,000円
4. 本塾専任教職員である者 20,000円
(医学研究科については 40,000円)

(審査ならびに期間)

第10条 修士および博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験等の可否は、当該研究科委員会が判定する。

博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験および学識の確認等は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

(審査委員会)

第11条 研究科委員会は、学位論文の審査ならびにこれに関連する試験等を行うために、関係指導教授および関連科目担当教授2名以上からなる審査委員会(主査および副査)を設置しこれに当たらせる。ただし、必要がある場合は准教授または専任講師・講師(非常勤)等を特に審査委員会に加えることができる。

(審査結果の報告・判定方法)

第12条 審査委員会は、論文審査の要旨ならびに試験の成績等を記録して研究科委員会に報告し、かつ、その意見を開陳する。

研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その3分の2以上の賛同をもって学位論文の審査ならびに試験の可否を決定する。

前項の議決は、無記名投票をもって行う。

(学位授与)

第13条 修士または博士の学位は、研究科委員会において学位論文の審査ならびに試験に合格した者に対し、学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

専門職学位は、当該研究科の修了要件を満たした者に対し、学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

(学位論文要旨の公表)

第14条 本大学は博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内にその論文を印刷公表し「慶應義塾大学審査学位論文」と明記するものとする。ただし、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表したときはこの限りではない。

(学位の表示)

第16条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名を「(慶應義塾大学)」と付記するものとする。

(学位の取消)

第17条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経てその学位を取消すものとする。

(学位記および書類)

第18条 学位記および学位授与申請関係書類の様式は、別表1から別表6までのとおりとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。ただし、第2条第1項第1号および第2条の2については大学評議会の議を経てこれを行う。

附則(平成20年6月4日)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

1-3 学位の授与に関する内規

昭和59年3月16日制定

平成12年5月16日改正

第1条 慶應義塾大学学位規程第13条(学位授与)に関する取り扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 論文博士の学位授与および博士課程単位取得退学者で、再入学しない者に対する課程博士の学位授与に関しては、次の通り行うものとする。

- 1 学位授与日は、研究科委員会の議決日とする。
- 2 研究科委員会が学位論文審査合格を議決した日以降、「学位取得証明書」を発行できるものとする。
- 3 学位の授与手続きは、次の通りとする。
 - イ 研究科委員会の可否判定議決に基づき、研究科委員長はその結果を速やかに学長に報告する。
 - ロ 学長は、研究科委員長の報告に基づき合格者に学位を授与する。
- 4 学位記は、学位授与式において授与する。

第3条 修士の学位授与および博士課程に在学している者に対する課程博士の学位授与に関しては、前第2条第3号と同様の手続きを経て、当該年度末(3月23日)をもって学位を授与する。

前項の規定にかかわらず、修士課程においてあらかじめ研究科委員会の承認を得て、学位論文を提出締切期日までに提出せず、次年度も引き続き在学している者が、研究科委員会の特に認めた期日までに学位論文を提出し、課程修了を認定された場合には、春学期末

日をもって学位を授与することができる。

第1項の規定にかかわらず、後期博士課程(医学研究科にあっては博士課程)に在学する者で、大学院学則第109条第3項のただし書き(医学研究科については同条第4項のただし書き)の適用を受け、春学期末日をもって課程修了を認定された場合には、当該春学期末日をもって学位を授与することができる。

前項の規定にかかわらず、後期博士課程(医学研究科にあっては博士課程)に在学する者で、大学院学則第109条第3項のただし書き(医学研究科については同条第4項のただし書き)の適用を受け、在学する年度途中において特に課程修了を認定された場合には、認定された日をもって学位を授与することができる。

第1項の規定にかかわらず、「大学院在学期間延長者取扱い内規」により在学する者が、春学期末日をもって課程修了を認定された場合には、当該春学期末日をもって学位を授与することができる。

前項の規定にかかわらず、「大学院在学期間延長者取扱い内規」により在学する者が、在学する年度途中において、特に課程修了を認定された場合には、認定された日をもって学位を授与することができる。

学位記は、学位授与式において授与する。

第4条 学長は、学位を授与した者の氏名その他必要事項を取りまとめて、年2回大学院委員会の各委員に報告しなければならない。

第5条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附則(平成12年5月16日)

この内規は、平成12年4月1日から実施する。

2 授業料減免

2-1 授業料等減免規程

平成元年7月18日制定

平成20年12月16日改正

(目的)

第1条 慶應義塾大学は、疾病・傷害によって授業を長期にわたり休学している学部学生ならびに大学院生で、経済上授業料等(大学院にあっては在学科等。以下「授業料等」という。)の納入が著しく困難な学生に対し、審査のうえ、一定の期間授業料等を減免することができる。

(対象)

第2条 減免を受けようとする者は、1年以上の長期にわたり入院または通院している者ならびに自宅療養をしている者で、休学の2年目以降の者でなければならない。

母国において兵役義務により休学する者。この場合に限り1年目から減免する。

法務研究科(法科大学院)については別に定める。

(申請)

第3条

前条に該当する者が減免を申請する場合は、所定の申請書に休学許可書、診断書ならびに家計支持者の所得を証明する書類を添えて、学生総合センター長に提出しなければならない。

(減免額)

第4条 減免を認められた者の減免額は、文学部、経済学部、法学部、商学部、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、社会学研究科、商学研究科、政策・メディア研究科、システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科については当該休学期間の授業料等の半額、医学部、理工学部、総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部、薬学部、医学研究科、理工学研究科、経営管理研究科、健康マネジメント研究科および薬学研究科については当該休学期間の授業料等の半額および当該休学期間の実験実習費の半額とする。

正課または課外活動中の事故による傷害で休学している場合、その事由を斟酌し、減免額を全額とすることができる。

母国において兵役義務により休学する場合は、当該休学期間の授業料等の全額を免除する。

(審査)

第5条 第1条による審査は、大学学部生については大学奨学委員会、大学院生については大学院奨学委員会が行い、学長が決定する。

(減免の取消し)

第6条 休学者が虚偽の申請その他不正の方法で減免を受けた場合には、減免の措置を取り消すとともに、すでに減免を受けた授

業料等の全部または一部を納入させることができる。

(就学の届出)

第7条 休学者が就学した時は、速やかに書面をもってその旨学生総合センター長に届け出なければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学奨学委員会ならびに大学院奨学委員会の議を経て、塾長が決定する。

(所管)

第9条 この規程の運営事務は、学生総合センターの所管とする。

附則(平成20年12月16日)

この規程は、平成21年度以降学部に入学者(第2学年編入学については平成22年度以降、第3学年編入学については平成23年度以降に入学者)には適用しない。

この規程は平成21年4月1日から施行する。

2-2 留学期間中の学費の取り扱いに関する規程

平成元年5月23日制定

平成21年1月13日改正

第1条 慶應義塾大学学部学則(大正9年5月5日制定)第153条および慶應義塾大学大学院学則(対象9年5月5日制定)第124条により外国の大学に留学する学生の学費に関する取り扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 留学期間中の学費の取り扱いは、次のとおりとする。

1 留学の始まる日(以下「留学開始日」という。)の属する年度の学費は納入するものとする。ただし、留学の奨励を図るため、別に定めるところにより、留学に要する経費の一部を補助することがある。

2 留学の延長が認められ、その許可された延長期間が留学開始日から起算して1年6か月以上2年以内(医学研究科博士課程は2年6か月以上3年以内)の場合は、留学開始日から1年(医学研究科博士課程は2年)を経過した日の属する年度の授業料(在学料)および実験実習費の半額を免除する。

3 留学の再延長が認められ、その許可された延長期間が留学開始日から起算して2年6か月以上3年以内(医学研究科博士課程は3年6か月以上4年以内)の場合は、留学開始日から2年(医学研究科博士課程は3年)を経過した日の属する年度の授業料(在学料)および実験実習費の半額を免除する。

第3条 前条にかかわらず、学部または大学院在学中に私費により留学する場合は別に定める。

第4条 学費の相互免除が含まれる交換協定による留学(ダブルディグリープログラムを含む)については、第2条第2号および第3号は適用しない。

第5条 留学の許可を取り消された場合は、その間に免除した学費の一部または全額を納入させることがある。

第6条 この規程の適用に当たり疑義を生じた場合は、その都度塾長が決定する。

第7条 この規程の改廃は、塾長がこれを決定する。

附則(平成21年1月13日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、大学院生および平成20年度以前学部に入学者(第2学年編入学については平成21年度以前、第3学年編入学については平成22年度以前に入学者)に適用する。ただし、平成20年9月入学者については平成21年9月から適用する。

平成21年4月1日以前に留学が開始した学部在学中の者については、第3条は適用外とする。

2-3 大規模自然災害被災学生授業料減免規程

平成11年12月17日制定

平成12年1月1日施行

第1条(目的) 慶應義塾大学は、地震・台風等の大規模な自然災害(激甚災害)により被災し、経済上就学が著しく困難になった学部学生ならびに大学院学生に対し、審査の上授業料(大学院にあっては在学料)を減免することにより援助を行うことを目的としてこの規程を定める。

第2条(対象) 減免を受けることができる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

1 被災者が「家計支持者」もしくは「学費負担者である学生本人」(以下「学生本人」という。)であること。

2 原則として、その被災状況が当該自治団体等の公的機関が発行する書類によって証明できること。

第3条(申請) 減免を申請する者は、次の各号に掲げる書類を学生総合センター長に提出しなければならない。

1 申請書(所定書類)

2 当該自治団体等が発行した「罹災証明書」。ただし、公的機関の証明書が発行されない場合、被災者個人を特定することが可能な場合に限り、新聞報道等の情報をこれに代えることができる。

3 家計支持者もしくは学生本人の家計収入が途絶えたことを証明することができる書類

4 家計支持者が死亡した場合は「死亡診断書」または「死体検案書」

5 家計支持者もしくは学生本人が重傷を負った場合は「診断書」

第4条(減免額) 減免を認められた者の減免額は次の各号のとおりとする。

1 家計支持者の死亡または家計支持者もしくは学生本人が重傷を負ったことにより家計収入が途絶えた場合は、当該年度授業料の全額を免除する。

2 家計支持者もしくは学生本人の家屋または自営業者の場合の店舗等が全・半壊(焼)した場合は、当該年度授業料の半額を免除する。

第5条(審査) 審査は、学部学生については大学奨学委員会、大学院学生については大学院奨学委員会が行い、塾長が決定する。

第6条(事務) 本制度の運営事務は、学生総合センターが担当する。

第7条(規程の改廃) この規程の改廃は、大学奨学委員会ならびに大学院奨学委員会の議を経て、塾長が決定する。

3 その他

3-1 大学院在学期間延長者取扱い内規

昭和59年3月16日決定

第1条 本塾大学大学院後期博士課程(医学研究科にあっては博士課程)において、当該課程修了要件のうち学位論文の審査並びに最終試験を除き所定の教育課程を終えた後、引続き博士学位取得のために在学する者の取扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 在学期間延長を希望する者は、指導教授の許可を得て研究科委員会に「在学期間延長許可願」を提出し、承認を得なければならない。

第3条 研究科委員会は、研究継続の必要性等在学を延長する十分な理由があると認め、かつ教育並びに研究に支障のない場合、大学院学則第128条に定める在学最長年限を超えない範囲で、引続き1年間(4月1日～翌年3月31日)の在学を許可できるものとする。

第4条 在学期間延長者が延長期間終了後も引続き在学を希望するときには、新たに「在学期間延長許可願」を提出し、研究科委員会の承認を得なければならない。

第5条 学則定員その他の理由から延長が認められない場合は、大学院学則第153条に定める研究生として受け入れることができる。

付則

第1条 この内規は、昭和59年4月1日から施行する。

第2条 この内規は、昭和58年度以降に医学研究科博士課程に入学者並びに昭和60年度以降に後期博士課程に入学者又は進学者に適用する。

第3条 附則第2条の規定にかかわらず、博士課程所定単位修得退学者に対して課程による学位論文提出年限を「博士学位に関する内規」に沿って定めている研究科に在学する者については、昭和59年4月1日からこの内規を適用することができる。

第4条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

3-2 大学院在学期間延長者並びに年度途中の修了者に対する在学料その他の学費に関する取扱い内規

昭和59年3月30日制定

平成8年3月8日改正

第1条 本塾大学大学院において「学位の授与に関する内規」第3条第2項若しくは第3項により第1学期末日をもって課程修了する者の

学費は、次の通りとする。

- 1 在学料(毎年)
大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額
- 2 施設設備費(毎年)
大学院学則第131条に定める金額
- 3 実験実習費(毎年)
大学院学則第132条に定める金額

第2条 本塾大学大学院後期博士課程(医学研究科にあっては博士課程)において「大学院在学期間延長者取扱い内規」による在学期間延長者の学費は、次の通りとする。

- 1 在学料(毎年)
大学院学則第131条に定める金額の4分の3
- 2 施設設備費(毎年)
免除
- 3 実験実習費(毎年)
大学院学則第132条に定める金額

在学期間延長者が「学位の授与に関する内規」第3条第4項および第5項により年度途中の日をもって課程修了する場合は、その課程修了の日が第1学期末日までの者に限り前項に定める金額の2分の1に相当する額。

第3条 「大学院在学期間延長者取扱い内規」第5条による研究生は、大学院学則第153条第2項に定める登録料を免除し、初年度に限り選考料を徴収しない。

付 則

第1条 この内規は、平成8年4月1日から施行する。

第2条 この内規の修士課程に係る本則第1条については、昭和59年4月1日から適用する。

第3条 この内規の後期博士課程(医学研究科にあっては博士課程)に係る本則第2条及び第3条については、昭和58年度以降に医学研究科博士課程に入学した者並びに昭和60年度以降に後期博士課程に入学又は進学した者に適用する。

前項の規定にかかわらず、博士課程所定単位取得退学者に対して課程による学位論文提出年限を「博士学位に関する内規」に沿って定めている研究科に在学する者については、昭和59年4月1日からこの内規を適用することができる。

第4条 この内規の改廃は、塾長が決定する。

3 - 3 キャンパスネットワークシステム利用内規

以下のとおり、湘南藤沢キャンパス - キャンパスネットワークシステム(以下SFC-CNSという)の利用内規を定める。

SFC-CNS 利用者は、SFC-CNS が学術用ネットワークであることを承知しているものとする。

教育・研究目的に該当しない以下のような行為には、SFC-CNS アカウントの利用承認の取り消し、または一定期間SFC-CNSの利用を停止する場合がある。アカウントの利用承認取り消しや利用停止によって、履修単位を取得できないなどの不利益を被ることがあるので、注意すること。

営利目的での利用

公序良俗に反する行為

他人のプライバシーを侵す行為

ネットワークの正常な運用を妨害する行為

著作権などの知的所有権を侵害する行為

慶應義塾大学の品位を落とすような行為

その他、法令、学内規定に違反する行為

ネットワークの正常な運用を妨げる機器が発見された場合、SFC-CNSとの接続を遮断する場合がある。

この内規は、不定期に見直されることがある。その場合は、現在の内規に上書きして運用される。

湘南藤沢キャンパスは、以上を承知した者に SFC-CNS のアカウントを発行する。

以上

制定:2003年(平成15年)9月3日

施行:2003年(平成15年)9月3日